

## 大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ

久慈川・那珂川流域における減災対策協議会構成員は、その設立趣旨に基づき大規模水害時の円滑、確実な住民避難や減災に関する取り組みについての相互協力を次の通り申し合わせる。

ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各縣市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合にはこの申し合わせは適用しない。

### (目的)

第1条 久慈川・那珂川の大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」を目指す上で、構成員が災害発生時及び事前に相互協力することで大規模水害時の円滑、確実な住民避難や減災に資することを目的とする。

### (相互協力の内容)

第2条 相互協力の内容は、次の通りとする。

#### 1 事前の相互協力

- (1) 相互に活用可能な緊急避難場所及び避難所の情報提供並びに当該情報の広域避難計画及びハザードマップへの記載
- (2) 保有している水防資機材の情報提供
- (3) 合同水防訓練の実施や独自訓練への水防工法エキスパートの派遣
- (4) 水防に関する広報や防災教育に関する資料の共有
- (5) 構成員への防災気象情報の提供
- (6) その他必要と認められる事項

#### 2 緊急時の相互協力

- (1) 緊急時の一時的な緊急避難場所及び避難所の提供
- (2) 保有している水防資機材の提供
- (3) 氾濫水の流下状況等被害状況の情報共有
- (4) その他必要と認められる事項

### (協力の要請)

第3条 構成員は、他の構成員の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

### (情報連絡)

第4条 構成員間の相互理解及び円滑な相互協力が実施されるよう緊急時の連絡体制、保有資機材の保管場所や数量等相互協力に関する情報交換を行う。また、必要に応じて連絡会議を実施する。

(費用負担)

第5条 協力に要する費用は、協力を受けた構成員の負担とする。ただし、当該構成員に負担を求めることが困難又は不適當な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

2 前項の場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された際の費用負担については、当該法律の定めるところによる。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じた場合、または本申し合わせに定めのない事項については、その都度構成員で協議し定めるものとする。

平成29年 3月31日

水戸市長 高橋 靖

日立市長 小川 春樹

常陸太田市長 大久保 太一

ひたちなか市長 本間 源基

常陸大宮市長 三次 真一郎

那珂市長 海野 徹

茨城町長 小林 宣夫

大洗町長 小谷 隆亮

城里町長 上遠野 修

東海村長 山田 修

大田原市長 津久井 富雄

那須烏山市長 大谷 範雄

茂木町長 古口 達也

那珂川町長 福島 泰夫

茨城県土木部河川課長 横田 喜一郎

茨城県生活環境部防災  
・危機管理課長 高橋 上

栃木県県土整備部河川課長 大野 盛夫

栃木県県民生活部危機管理課長 琴寄 行雄

茨城県水戸土木事務所長 橋本 義彦

茨城県常陸太田工事事務所長 内木 二三男

茨城県常陸大宮土木事務所長 桑田 康司

茨 城 県 高萩工事事務所長 鈴木 俊 二

栃 木 県 大田原土木事務所長 中 田 昌 則

栃 木 県 烏山土木事務所長 田 城 均

栃 木 県 真岡土木事務所長 熊 倉 一 臣

気 象 庁 水戸地方气象台長 鈴木 昭 夫

気 象 庁 宇都宮地方气象台長 岩 倉 晋

国土交通省  
関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 八 尋 裕